

## 砥部町附属機関等の設置及び運営に関する要綱

平成 19 年 3 月 26 日  
告示第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本町における附属機関及び附属機関に類する機関（以下「附属機関等」という。）の機能の充実及び合理化等による行財政運営の効率化を図るとともに、町政への住民の参画及び公正で開かれた町政の実現を推進するため、町の附属機関等の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、調停、審査、諮問又は調査を行うため、法律又は条例の定めるところにより設置される合議制の機関であつて、審議会、審査会、協議会等その名称のいかんを問わない。
  - (2) 附属機関に類する機関 有識者等の意見を聴取し、町行政に反映させることを主目的として、法律又は条例を設置根拠とせず、規則又は要綱等を根拠として設置されるもので、前号に類する機能を有す機関をいう。
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、附属機関に類するものに該当しないものとする。
- (1) 専門委員 専門の学識経験に基づく鑑定、判定、調査等を単独で行うもので、独任制の長の補助機関
  - (2) 内部検討組織 町職員のみで構成される機関
  - (3) 外部連携組織 関係機関との意見交換若しくは重要事項の連絡又は関係団体との連絡調整を主な目的に設置される機関

(附属機関等の設置)

第 3 条 附属機関等を新たに設置する場合は、法律の定めるところにより設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の行政手段による対応が困難であるなど真に必要なものに限り設置すること。
- (2) 既に設置されている附属機関等と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないこと。
- (3) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえ、広い視野からの審議等ができるよう適切な範囲のものとする。
- (4) 町民の意見の反映、専門的な知識の導入又は公正の確保に必要な調整を行うこと。
- (5) 附属機関等の所掌事務に係る案件が恒常的に発生しない場合は、当該附属機関等の設置に関する条例、規則、要綱等（以下「設置条例等」という。）において、必要の都度、委員を任命することができるよう定めること。
- (6) 附属機関等の所掌事務の必要性が臨時的又は短期的なものである場合は、当該附属機関等の設置条例等において、当該附属機関等の設置期間を明示すること。

(委員の選任)

第 4 条 附属機関等の委員の選任に当たっては、当該附属機関等の設置目的に応じて、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、専門的な知識又は経験等を有する者が他に得られない場合その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 公正を確保し得る委員構成とし、設置の目的が幅広く町民の意見を聴くことが求められる場合は、町民委員の選任はできる限り公募で行うこと。
- (2) 法令に規定された場合その他特に必要がある場合を除き、町議会議員、行政委員会の委員及び常勤の町職員を委員に選任しないこと。

- (3) 同一人を複数の附属機関等の委員に選任する場合は、3の附属機関等への選任を限度とする。
- (4) 委員の在任期間は、一の附属機関等において連続して8年を超えないこと。
- (5) 男女共同参画社会の実現に向け、男女どちらか一方が皆無であるというような状況は避け、意見を公平に反映するため、女性の割合が構成員数の4割以上になるよう努めること。
- (6) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保すること。
- (7) 委員の定数は、法令に特別の定めがある場合を除き、原則として15人以内とすること。

(委員の報酬等)

第5条 委員の報酬又は謝礼の額は、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）及び別に定める基準に基づき、附属機関等の設置目的及び所掌事項、委員の資格要件、他市町の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するものとする。

(会議の運営及び公開)

第6条 附属機関等の会議の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 必要な場合に限り会議を開催するなど、効果的かつ効率的な運営を心がけること。
- (2) 会議資料は、事前に委員に配布し、委員が十分な意見を述べられるよう配慮すること。
- (3) 町民に対して積極的な情報提供に努め、併せて透明性の確保及び住民参加の推進を図ること。
- (4) 会議の開催に当たっては、委員が出席しやすい日程を設定すること。

2 附属機関等の会議の公開は、砥部町会議の公開に関する要綱（平成18年告示第68号）の定めるところによる。

(附属機関等の見直し)

第7条 既に設置されている附属機関等（法律により設置されているものを除く。）で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。

- (1) 設置の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの
- (3) パブリックコメント制度の活用など、他の行政手法により代替が可能なもの
- (4) 設置目的、所掌事務又は委員の構成が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄いなど活動が不活発なもの
- (6) 実質的な付議案件が少ないなど設置効果の乏しいもの
- (7) 主に事務局からの報告又は連絡を議題としているもの
- (8) その他行政の簡素・効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(調整事項等)

第8条 附属機関等の所管課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関等の新設及び統廃合をするとき、又はその委員の選任をするときは、事前に総務課長及び企画財政課長と協議するものとする。

2 所管課長は、附属機関等の運営状況について、附属機関等運営状況報告書（別記様式）により毎年4月末日までに企画財政課長に報告するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定は、この告示の施行の際現に設置されている附属機関等については、この告示の施行の日以後最初の委員改選時から適用する。

附 則（平成 20 年 12 月 15 日告示第 100 号）

この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 17 日告示第 19 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に設置されている附属機関等に係る第 4 条第 5 号の規定は、この告示の施行の日以降最初の委員改選時から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 6 日告示第 20 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日告示第 62 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

企画財政課長 様

課長

印

年度における附属機関等の運営状況について、以下のとおり報告します。

- 1 附属機関等の名称
- 2 設置の根拠法令等名称
- 3 会議の開催回数（開催月日） 回
- 4 委員について

氏名	任期	在任期間	他の附属機関等名 (わかる範囲で記入)	備考

- 5 公募委員の割合 %（小数点以下切捨て）  
（20%未満の場合はその理由）
- 6 女性委員の割合 %（小数点以下切捨て）  
（40%未満の場合はその理由）
- 7 委員の定数 人  
（16人以上の場合はその理由）

注) 4の備考欄には、女性委員は『女性』、公募委員は『公募』と記入すること。